

2007年10月30日

栃木県知事 福田富一様

日本共産党栃木県委員会

委員長	木 塚	孟
国会事務所長	小 池	一 徳
県議会議員	野 村	節 子
足利市議	尾 関	栄 子

### 足利市松田の猛毒産廃不法投棄問題の解決のために 県が徹底調査と対策を講じることを求める申し入れ

日本共産党は、足利市松田の有限会社富宇賀建材（所有者＝群馬県太田市新田木崎町1114-3 富宇賀利之氏）の採石場への猛毒産廃不法投棄問題で、再三にわたり県として徹底調査を行うよう求めてきました。県は、11月1日に掘削調査のためのくい打ち等の作業を行うとのことですが、この調査が真に地域住民と所有者の納得のいく方法で、また徹底調査が可能な体制で実施されることを切望するものです。

以下、今日までに明らかになった経過と問題点を概略的に述べます。

所有者の富宇賀氏は、1999年、自社である富宇賀建材を足利開発株式会社（大塚英夫代表取締役）関係者らに乗っ取られ、2006年8月最高裁で全面勝利判決が確定し、ようやく採石場の所有権を取り戻しました。その間、採石場を外部から監視し続けるとともに、乗っ取り犯関係者らが群馬県太田市の利根川河川敷に産廃を不法投棄したことをつきとめ、同様の産廃が松田の採石場に投棄されたことを知るにいたりました。利根川河川敷の産廃は日本共産党国会議員団とともに告発し、群馬県に掘削させましたが、その中身は硫酸ピッチなど発ガン性物質を含む恐るべき猛毒でした。

富宇賀氏の証言によると松田の採石場には約73000立方メートル、10tダンプにして1万台以上の産廃残土が不法投棄されたと見られます。また「2003年頃現場で300本を超えるドラム缶が置かれていたのを見た」との地元住民の証言が得られました。2006年11月には現場から基準値の2倍ものヒ素が検出され、2007年2月には掘削中に毒ガスが吹き出し富宇賀氏や作業員数人が吐き気、頭痛、意識障害、歩行障害などに陥り東京労災病院で「産廃によるガス中毒」との診断を受けました。このとき松田地区自治会関係者らも猛烈な腐敗臭や変色した残土を確認しています。産廃は簡単に掘り当てられないよう10メートルから15メートルの深部に埋められ、残土や岩石の下に隠されていることもわかりました。

富宇賀氏は足利開発株式会社が産廃不法投棄を行っていることを栃木県工業振興課や県警に告発してきました。ところが県は告発を受けたのちも、足利開発株式会社に対し、これを取り締まるどころか採石権の認可を出し続け、また大量の火薬類使用許可をおろしてきました。足利開発が提出したこれらの許認可に関する書類は不備もしくは虚偽と思わ

れる点が多々あることが情報公開により入手した資料からわかりました。県は昨年8月の最高裁判決が出たのち、大塚氏にたいし「産廃届けを出してはどうか」と打診するというきわめて消極的な対応をとってきました。これは許認可権を持つ県として怠慢といわざるを得ません。

また採石場の一角には、「右翼団体」と見られる街宣車が放置されたままとなっていますが、足利開発関係者が右翼・暴力団と深いつながりを持っていたことは明らかで、県警がこうした街宣車等による活動を把握していなかったはずがありません。

県として足利開発関係者らによる産廃不法投棄事件を未然に防ぐか、中止させる機会は二重三重にあったといえます。

栃木県は、廃棄物対策課の目視による調査や警察による地表から数センチ程度の掘削調査で産廃を発見できなかったことをもって「産廃はない」との立場をとってきました。それゆえに富宇賀氏は自ら掘削して事実を明らかにしようとし被害にあったのです。県が富宇賀氏の告発の重大性を真摯に受けとめ早期に徹底調査を行っていたなら行う必要のない掘削でした。こうした被害をもたらした毒ガスの原因物質を発見できずに放置するなら、地域住民や下流域の人々の健康と生命を長期にわたって脅かすことになりかねません。栃木県の責任はきわめて重大です。

以上の点を十分に認識され、下記の対策を講じられますよう強く申し入れます。

#### 記

1. 栃木県が予定している本調査（掘削調査）では、関係住民と所有者の指示する場所を巨石などの下も含め徹底調査すること。富宇賀氏より産廃が埋められている現場の状況を記した地図が提供されたので参考にされたい。

2. 本調査のさい、掘削により再び猛毒ガスが吹き出すことを想定し、県の責任で作業員や立ち会い者などの十分な安全対策を講じること。

3. 栃木県は真に県民の安全と健康に責任を負う立場に立ち、今回の掘削調査の機会を逸することなく採石場に埋められた産廃の全容を把握し、すみやかに公開し、住民が納得する「安心安全」を実現するため、あらゆる対策を講じること。

以上